

「久喜市廃棄物の処理及び再利用に関する条例（案）」の概要

1 条例制定の経緯及び目的

現在、本市のごみの収集・処理業務については、久喜宮代衛生組合が運営する3箇所の清掃センターで実施していますが、令和9年4月から、3箇所の清掃センターを統合した「新たなごみ処理施設」において、市の運営により実施することとしています。

このことを踏まえ、ごみの収集・処理業務については、段階的に市に移管することとし、ごみの収集業務については、令和6年4月から市で実施する予定です。

また、し尿の収集・処理業務については、久喜宮代衛生組合と北本地区衛生組合で実施していますが、令和6年4月から、久喜宮代衛生組合の「八甫清掃センターし尿処理施設」に集約し、同施設を市で運営していく予定です。

このことから、ごみの収集業務及びし尿の収集・処理業務を市で実施するにあたり、当該業務に関する施策の基本となる事項を定め、本市における廃棄物の発生抑制、再利用促進、適正処理などを目的に、新たに条例を制定するものです。

2 条例（案）の構成及び主な内容

■第1章 総則（第1条－第6条）

○条例制定の目的について

○市、市民、事業者の責務について

- ・【市】 廃棄物の発生抑制・再利用の推進、適正処理
- ・【市民】 廃棄物の発生抑制・再利用、分別排出
- ・【事業者】 廃棄物の発生抑制・再利用、自己処理

■第2章 廃棄物減量等推進審議会（第7条）

○廃棄物減量推進審議会の設置について

- ・廃棄物の減量、適正処理に関する審議会に関すること

■第3章 廃棄物の減量（第8条－第16条）

○市、市民、事業者が実施する廃棄物の減量について

- ・【市】 分別収集、資源回収活動の推進に関すること
- ・【市民】 分別排出、資源回収活動等への協力に関すること
- ・【事業者】 適正包装、再利用の徹底に関すること

○廃棄物減量等推進員制度について

- ・地域における廃棄物の減量を担う推進員に関すること

■第4章 廃棄物の適正な処理（第17条―第24条）

○一般廃棄物の処理について

- ・一般廃棄物処理計画の策定に関すること
- ・家庭系一般廃棄物の公共収集に関すること
- ・集積所の適正管理に関すること
- ・資源物の持ち去り禁止に関すること
- ・事業系一般廃棄物の処理に関すること

■第5章 一般廃棄物処理手数料（第25条・第26条）

○し尿及び浄化槽汚泥の処理手数料について

- ・処理手数料に関すること

■第6章 一般廃棄物処理業等（第27条―第37条）

○一般廃棄物収集運搬業及び浄化槽清掃業の許可について

- ・許可手続きに関すること

■第7章 地域の清潔の保持（第38条・第39条）

○地域の清潔の保持について

- ・地域の生活環境の保全に関すること

■第8章 雑則（第40条―第45条）

○立入検査、罰則等について

- ・資源物の持ち去り禁止に係る罰則に関すること

■附 則

○施行期日について

○久喜市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（現行条例）の廃止について

○久喜市及び久喜宮代衛生組合の現行条例に係る経過措置について

- ・一般廃棄物収集運搬業及び浄化槽清掃業の許可に関すること

○指定ごみ袋に係る準備行為について

○久喜市ごみ処理検討委員会の廃止に伴う関係条例の整備について